

埼玉県【公式】Instagram 利用規約

(趣旨)

第1条 本利用規約では、埼玉県が運用する埼玉県【公式】Instagramにおける利用規約を定めます。

(提供する情報)

第2条 県政情報や県内の魅力情報（イベント情報など）など、県のさまざまな情報を広く発信していきます。

(対象アカウント)

第3条 本利用規約の対象とする埼玉県【公式】Instagramのアカウントは次のとおりです。

- ・ ユーザー名 @saitama_pref_official
- ・ URL https://instagram.com/saitama_pref_official/
- ・ パスワード 広報課長が別に定める
- ・ メールアドレス a2830-04@pref.saitama.lg.jp

(運用管理者・投稿者)

第4条 運用管理者は広報課長とし、広報課の管理の下で運用します。投稿は県が委託した事業者又は県職員が行います。

(埼玉県【公式】Instagram 運用ポリシー)

第5条 埼玉県【公式】Instagram 運用ポリシーを定めます。

- 2 埼玉県【公式】Instagram 上にて発信する情報の全てが、埼玉県の公式発表・見解を必ずしも表しているものではありません。正式な発表につきましては、埼玉県公式ホームページをご確認ください。
- 3 埼玉県はコメントに表示される各種提供情報の正確性や妥当性について、一切の保証をしません。
- 4 Instagram 上で皆様からいただいたご投稿・コメントについて、原則的に返信は行いません。
- 5 コメントの投稿によって発生する著作権・肖像権侵害等の責任は全て投稿者が負うものとします。投稿者は必ず権利者・被写体本人等の承諾の上、投稿してください。また、埼玉県以外の方が行う投稿に関して、著作権等について第三者からの異議申し立て、苦情などがあつた場合、埼玉県は一切の責任を負わず、費用負担などを含むすべてを投稿者本人が対応するものとしま

す。

6 Instagram 上の内容、もしくは当利用規約について予告なく変更する場合があります。

7 投稿されたすべてのコメント及び画像は、埼玉県がその一部を修正または改変して、無償で自由に使用できるものとします。その場合、投稿者は著作権、人格権を一切主張しないものとします。

8 Instagram の機能・仕様については、埼玉県では一切お答えできかねます。直接、サービスの提供会社にお問い合わせください。

(埼玉県【公式】Instagram における禁止事項)

第 6 条 原則として Instagram 利用者からの投稿を削除・非表示することはありませんが、下記に挙げた事項に該当する投稿については削除・非表示する場合がありますことをご了承ください。

- 一 法令または公序良俗に反し、またはその恐れのある行為
- 二 政治活動、選挙活動、宗教活動
- 三 他者を差別、誹謗中傷あるいはプライバシー、人権等を侵害する内容の権利の侵害
- 四 埼玉県と関わりのない商品・店舗・企業の紹介、広報・宣伝等の商業活動を含む内容
- 五 なりすまし、虚偽の内容の投稿
- 六 犯罪行為に結びつく内容、及び犯罪行為を誘発させる内容
- 七 独断的・断定的表現を含み、事実と著しく異なる内容
- 八 埼玉県が投稿した内容と無関係な内容
- 九 その他、当 Instagram において不適切であると埼玉県が判断する内容

(お問い合わせ)

第 7 条 本アカウントの運用に関するお問合せは、以下の連絡先までお願いします

埼玉県県民生活部広報課 048-830-2857

附則

この規約は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。